

平成24年度

特例民法法人に関する年次報告

内閣府

はじめに

特例民法法人（旧公益法人）に関する年次報告は、平成8年9月の閣議決定の趣旨を踏まえ、特例民法法人の実態及び指導監督基準等の実施状況を明らかにするため、作成するものである。従来は、総務省において「公益法人に関する年次報告」を取りまとめていたが、20年12月1日から新公益法人制度が施行されたことに伴い、内閣府において取りまとめを行うこととした。

特例民法法人は、旧民法に基づき、主務官庁の許可を得て設立された民間非営利法人である。平成23年12月1日現在、約2万の特例民法法人が、行政や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供し、我が国の社会経済の中で大きな役割を果たしている。

しかしながら、個人の価値観が多様化する今日の我が国において、主務官庁制を中心とする従来の公益法人制度の下では、様々な問題点を指摘される法人もあった。このため、民間が担う公益を我が国の社会・経済システムの中で積極的に位置づけ、その活動を促進するとともに、これまで公益法人について指摘された諸問題に適切に対処する観点から、公益法人制度を約100年振りに抜本的に改革する公益法人制度改革関連3法が、平成18年の通常国会において成立し、20年12月に施行された。

公益法人制度が大きな転換を迎える中、特例民法法人が、新制度の法人に移行し、我が国の社会経済においてより一層の役割を担っていくためには、法人自らが適正な活動に努めることにより、国民の信頼を得ることが重要である。政府としても、行政と法人の関わりについて、万が一にも国民の疑惑を招くことのないよう、適正に対応していくことが求められている。

(付注)

「特例民法法人概況調査」について

- ◆ 本年次報告で使用しているデータは、基本的に平成23年度特例民法法人概況調査（平成23年12月1日現在）により、各所管官庁から申告を受けた数字によるものである。ただし、財務・会計等に関する項目については、前年度決算報告の値である。したがって、平成23年度特例民法法人概況調査では、事業年度が4月から翌年3月である法人については、平成22年4月～23年3月の値（資産等については、23年3月31日時点の値）となる。
- ◆ 特例民法法人概況調査は、特例民法法人の実態を把握するため、平成20年度から、内閣府大臣官房公益法人行政担当室が各所管官庁に対して実施している。従前、総務省（大臣官房管理室）が実施してきた公益法人概況調査と同じ内容のものであるが、調査項目等の変更等があるため、すべての調査項目について連続性があるわけではない。

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 特例民法法人制度の概要 | 1 |
| 第1節 特例民法法人について | 1 |
| 1. 特例民法法人について | 1 |
| 2. 特例社団法人と特例財団法人 | 1 |
| 第2節 特例民法法人の指導監督等に関する制度 | 3 |
| 1. 主務官庁制 | 3 |
| 2. 都道府県知事等による事務の処理等 | 3 |
| 3. 特例民法法人の所管官庁 | 5 |
| 4. 統一的な指導監督等を行うための仕組み | 5 |
| 統一的な指導監督等の推進体制 | 5 |
| 統一的な指導監督等の基準 | 6 |
| 第3節 特例民法法人に関する税制 | 7 |
| 1. 特例民法法人に関する税制 | 7 |
| (1) 国税 | 7 |
| 法人税 | 7 |
| 損益計算書等の提出 | 7 |
| 所得税 | 7 |
| 消費税 | 7 |
| その他 | 7 |
| (2) 地方税 | 8 |
| 住民税 | 8 |
| 事業税 | 8 |
| 地方消費税 | 8 |
| 不動産取得税、固定資産税及び都市計画税 | 8 |
| その他 | 8 |
| 2. 特例民法法人に対する寄附に関する税制 | 8 |
| 〔参考〕新公益法人制度 | 10 |
| 第2章 特例民法法人の現況 | 11 |
| 第1節 基礎的事項 | 11 |
| 1. 特例民法法人の数 | 11 |
| 2. 法人登録の推移 | 14 |
| 減少事由別法人登録数 | 15 |

| | |
|---------------------|-----------|
| 3. 法人の分類 | 16 |
| 性格別法人数 | 16 |
| 設立年代別法人数 | 16 |
| 設立目的別法人数 | 17 |
| 事業種類別法人数 | 18 |
| 4. 特例社団法人における法律上の社員 | 19 |
| 5. 特例財団法人における基本財産 | 20 |
| 第2節 個別事項の分析 | 21 |
| 1. 役職員の状況 | 21 |
| 理事 | 21 |
| 常勤理事 | 22 |
| 公務員出身理事 | 22 |
| 所管官庁出身理事 | 23 |
| 同一親族・特定企業関係者理事 | 23 |
| 同一業界関係者理事 | 24 |
| 監事 | 25 |
| 外部監事 | 25 |
| 公認会計士等による監査の実施状況 | 26 |
| 現職公務員理事・監事 | 26 |
| 現職議員理事 | 27 |
| 有給常勤役員の平均年間報酬額 | 27 |
| 職員 | 28 |
| 評議員 | 29 |
| 2. 財務・会計の状況 | 31 |
| 年間収入額 | 31 |
| 年間支出額 | 33 |
| 公益法人の事業 | 34 |
| 管理費 | 35 |
| 指導監督基準上の収益事業 | 35 |
| 法人税法上の収益事業 | 37 |
| 資産額 | 38 |
| 負債額 | 38 |
| 正味財産額 | 39 |
| 正味財産増減額 | 39 |
| 内部留保の状況 | 40 |
| 3. その他 | 42 |
| 株式保有の状況 | 42 |
| 情報公開の状況 | 43 |
| 所管官庁への書類提出状況 | 44 |

| | |
|-------------------------------|-----------|
| 立入検査の実施状況 | 45 |
| 指導監督の実施状況 | 47 |
| 休眠法人及び所管不明法人 | 47 |
| 第3章 特例民法法人と行政のかかわり | 49 |
| 第1節 行政委託型法人等 | 50 |
| 1. 行政委託型法人等について | 50 |
| 2. 透明化・合理化ルール | 50 |
| 3. 行政委託型法人等の数 | 50 |
| 4. 透明化・合理化ルールの実施状況 | 51 |
| 5. 都道府県から委託・推薦等を受けている行政委託型法人等 | 52 |
| 第2節 特例民法法人に対する補助金・委託費等 | 53 |
| 1. 国所管の特例民法法人に対する補助金・委託費等 | 53 |
| 2. 透明化・合理化ルールの実施状況 | 54 |
| 3. 都道府県所管の特例民法法人に対する補助金・委託費等 | 55 |
| 第3節 公務員制度改革に関連する措置等 | 56 |
| 1. 公務員制度改革大綱に基づく措置 | 56 |
| 退職公務員の役員就任状況に関する情報開示 | 56 |
| 役員の報酬・退職金規程の整備・公開 | 56 |
| 役員の報酬・退職金の水準及び在任年齢に関する措置の状況 | 56 |
| 2. 「今後の行政改革の方針」に基づく措置の実施状況 | 58 |
| 3. 「行政改革の重要方針」の推進状況 | 58 |
| 第4節 特例民法法人を巡る新たな動向 | 59 |
| 付属資料 | 61 |